

河合町議会会議録

平成30年6月22日開会

河合町議会

平成30年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 4 号 （6月22日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○出席説明員	6
○議会事務局出席者	6
○開議の宣告	6
○委員長報告	6
○議案第2号、請願第1号の委員長報告、討論、採決	6
○議案第6号から議案第8号の委員長報告、討論、採決	10
○議案第9号の質疑、討論、採決	11
○議案第10号の質疑、討論、採決	20
○議員発議第1号の上程、説明、討論、採決	22
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	24
○閉会の宣告	24
○署名議員	25

平成 3 0 年 6 月 2 2 日 (金曜日)

(第 4 号)

平成30年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成30年6月22日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第 2号 平成30年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 請願第 1号 「議会による個別外部監査の請求」を求める請願書
- 日程第 3 議案第 6号 河合町道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 7号 河合町道路線の認定について
- 日程第 5 議案第 8号 河合町道路線の変更について
- 日程第 6 議案第 9号 工事の請負契約について
- 日程第 7 議案第10号 工事の請負契約について
- 日程第 8 議員発議第1号 マナーアップ基本条例の検討及び制定のための特別委員会の設置
について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

2番	大西孝幸	3番	清原和人
4番	馬場千恵子	5番	吉村幸訓
6番	岡田康則	7番	森尾和正
8番	池原真智子	9番	西村 潔
10番	疋田俊文	11番	谷本昌弘
12番	中尾伊佐男	13番	辻井賢治

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康徳	副町長	東正次
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	堀内伸浩	教育部長	井筒匠
企画部次長	森嶋雅也	総務部次長	上村豊
福祉部次長	杉本正範	住民生活部長	木村光弘
まちづくり 推進部次長	中山雅至	教育部次長	上村欣也
安心安全 推進課長	阪本武司	総務課長	上村学
財政課長	上村卓也	税務課長	浮島龍幸
住民福祉課長	中野雅史	社会福祉課長	佐藤桂三
保健スポーツ 課長	中野典昭	特命担当課長	梅野修治
住民生活課長	上村英伸		

会議に従事した事務局職員

調整員 堀内一憲

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成30年第2回定例会を開会いたします。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、西村 潔議会運営委員長より報告を願います。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村委員長。

○9番（西村 潔） 本日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務常任委員会で審議されました議案第2号、請願第1号、経済建設常任委員会で審議されました議案第6号、第7号、第8号、工事請負契約の議案第9号、第10号、議員発議第1号を審議いたします。

また、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査が上程されております。

以上、報告いたします。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

◎議案第2号、請願第1号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第1、議案第2号、日程第2、請願第1号を総務常任委員会に付託しておりますので、吉村幸訓総務委員長より報告求めます。

○5番（吉村幸訓） 議長。

○議長（疋田俊文） 吉村委員長。

○5番（吉村幸訓） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る6月14日の本会議において当委員会に付託されました議案第2号、請願第1号について、6月15日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第2号 平成30年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

コミュニティ推進費の使い道はとの質疑があり、総代自治会長会で協議し、カセットボンベ式発電機とすな丸版のドームバウンサーを購入予定との答弁がなされました。

その他、子ども医療給付費のシステム改修の詳細と、この改修に伴う費用軽減のための対策はとっているのか、学校給食活用事業費の内容について、歳入では財産売却収入の見込みの状況について質疑がなされ、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、請願第1号 「議会による個別外部監査の請求」を求める請願書については、請願者より請願趣旨と理由の説明を受け、審議を行いました。

現在、再発防止検討委員会を立ち上げて実施している。その中のメンバーには元県の会計管理者、銀行支店長の有識者2名、総代自治会長会代表、弁護士、監査委員、議会の代表2名で行っているのので、その委員会からの報告や答申があつてからまた外部監査請求を考えたらいいのではという意見や、今回請願で出されている内容をもっと精査して内部監査をしたら意義があるのではないかという意見が出されました。

慎重審議の結果、賛成多数で採択となりました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第2号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第2号 平成30年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

請願第1号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「はい、議長。討論させてもらってもいいですか」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) はい、はい議員。

○3番(清原和人) そうしたら、請願に対してちょっと反対の立場で討論に参加します。

この請願は3月7日の受け付けで、3カ月以上経過しています。内容、事実関係が時空的にちょっと変化しており、再発防止に向けた取り組みも現在進んでいます。

趣旨についてのところですが、ちょっと欠如している点としましては、個別の特別監査が1月22日から2月8日まで2名の監査委員によって行われました。監査結果も3月15日に公表、提出がされました。また、それを受けまして、4月27日より外部委員を入れた再発防止検討委員会が3回開催され、5回をめどに結論が出せるやろうとしています。

理由の欄でも、3月7日と現時点ではちょっと大きな隔たりがあります。

6項目のうち、重立ったところとしましては、1番では、既に町長が議会での謝罪と広報での記事も掲載されています。

3番の項では、町長の20%の給与カットが既に実行されています。また、修繕方法、未払い防止の問題についても、再発防止検討委員会で議論をしております。

4、5番でも、同じく議論を深めております。

6番では、既に外部委員を入れた再発防止委員会が機能しており、メンバーは有識者2名、総代自治会長会代表1名、弁護士1名、監査委員代表1名、議会議員2名、町行政代表2名で構成しております。私もメンバーの1人になっておりますが、間もなく会議記録等が公開される予定になっております。結論も二、三カ月で公表される予定です。

現時点では、内容や事実経過にずれがあるため、この請願にはちょっと反対したいと思います。

以上です。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

はい、岡田議員。

○6番(岡田康則) まず、この外部監査ということについて、賛成という形で述べさせてい

たきます。

12月の一般質問におきまして、まず岡井町長のほうから、みずからやはり外部監査必要ではないかという言葉をいただいております。それをやっぱり傍聴の方、住民の方に聞いていただいて、そこでやはり住民の方がやっぱり外部監査して、住民にわかりやすいという話を私自身聞いております。

そして、まず今、清原議員が言われましたということもわかりますが、これは議員目線であるんです。そうじゃなしに、住民目線という立場で外部監査請求をされたということをおかっていたきたいと思います。

甚だ短いですが、これを私、賛成討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 確かに、この提出されたのが3月ということで一定のずれはありますけれども、その内容については、私もその再発防止検討委員会の設置ということで、設置していただくということに賛成はいたしましたけれども、この不適切な事務処理という点ですと疑問が残っています。その点で、そのまま問題意識がずれているというか、そういう点でも請願書に同意するものですが、やはり地方自治法に遵守した形で進めてもらいたいということを改めて申し上げておきたいと思います。

それと、町長が給与カット20%ということで、既にそんなふうにかットされていますけれども、その妥当かどうかについてもいろんな意見があるところですので、一概に言えないかなというふうに思います。このカットするという点についても、私は賛成はいたしましたけれども、また今後のあり方とか含めまして検討していく、いかなければならないかなというふうに思います。

それと、過年度と29年度の修繕工事費の内容を個別に明確にしてくださいというところで、改めて明確にしていかなければならないのではないかとこのように思いますので、時期はズレていますが言わんとしていることも理解できますので、賛成したいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） これより請願第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

請願第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 少数であります。

よって、請願第1号 「議会による個別外部監査の請求」を求める請願書については否決されました。

◎議案第6号から議案第8号の委員長報告、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第3、議案第6号、日程第4、議案第7号、日程第5、議案第8号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、谷本昌弘経済建設常任委員長より報告求めます。

○11番(谷本昌弘) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 谷本委員長。

○11番(谷本昌弘) 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る6月14日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案第6号、第7号、第8号について、6月15日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第6号 河合町道路線の認定については現地確認及び理事者より説明を受け、審議を行いました。

現地確認をした際、2カ所に大きな水たまりがあり、この箇所はいつ修繕するのかとの質疑があり、住宅の建築の進みぐあいなどを見ながら、最終的には業者の方で修繕するという答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

続きまして、議案第7号 河合町道路線の認定については現地確認及び理事者より説明を受け、審議をいたしました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第8号 河合町道路線の変更については理事者より説明を受け、審議を行い、慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(疋田俊文) 議案第6号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(正田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(正田俊文) 全員であります。

よって、議案第6号 河合町道路線の認定については可決されました。

議案第7号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(正田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(正田俊文) 全員であります。

よって、議案第7号 河合町道路線の認定については可決されました。

議案第8号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(正田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(正田俊文) 全員であります。

よって、議案第8号 河合町道路線の変更については可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第6、議案第9号 工事の契約についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この一般競争入札についてですけれども、何社ぐらいが参加して、業者名も教えていただきたいですけれども、金額の差はどれぐらいあったのか。

また、示された予定金額というか、それとのその落札された率はどれぐらいで落札しているのか。

また、この業者についてですけれども、事前に評価点、総合評価点とか技術点とか、いわゆるそういった地域にどういった貢献している業者なのかというのを示してほしいというふうをお願いしていたところですが、そういう点についても教えていただきたいと思えます。

○議長（疋田俊文） 上村総務課長。

○総務課長（上村 学） それでは質問にお答えします。

まず申し込み、入札業者の申し込みでございますが、当初4者の申し込みがございました。つきましては、途中2者の業者が辞退届を提出されまして、実際入札となったのは2者で行っております。

価格につきましては、2者の競争の中で安価の今の議案に上げさせていただいております。森下組が、今回の入札に関しましては最低制限価格というものを設けておりますが、その最低制限価格のもとで落札されたものとなっております。おっしゃる落札率につきましては、制限価格の計算方法によりまして、予定価格の9割という形で落札されております。

それと、あと業者名の公表といいますか、入札結果の金額の公表ということでございますが、こちらにつきましては入札執行後、契約締結後の事後公表は議会の議決を行うということになっておりますので、詳細はちょっと公表することができませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 以前にも、この請負業者契約についての議決等もあったと思えますけれども、そのときには業者名とか金額とか教えていただいたかなと思えます。

それと、2者が辞退した理由について教えてください。

○総務課長（上村 学） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村総務課長。

○総務課長（上村 学） すみません、ちょっと申しわけないですが、事前公表といたしまして4者、当初の4者の申し込み業者は、浅沼組、村本建設、森下組、株式会社キタムラ、この4者になっております。

その他の金額、辞退された業者等につきましては、ちょっと議会のほうで報告しているということですので……あと、すみません、ちょっとその辺はあながちこの事後公表という形の要領がありますもので、ちょっと公表は差し控えさせていただきたいということをお願いしているんですけども、辞退届のほうのについても、ちょっとその理由自体は、当然ちょっと理由、辞退届の中に理由書の中に内容があるかと思うんですけども、その内容につきましてもちょっと具体的なことは、私今ちょっと資料不足で申しわけございません、控えておりませんが、考えられるにはその見積もりが予定価格よりも上回ったなどの理由かなとは思いますが、ちょっと今その辺正確なところは内部の会社の事情もありますので、ちょっと申しわけございません、差し控えさせていただきます。

（「そんな答弁なっていないやろ、なっていないやろ」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ちょっと静かにしてください。静かに。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時40分

○議長（疋田俊文） 再開します。

○総務部次長（上村 豊） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村次長。

○総務部次長（上村 豊） すみません、まずは馬場議員の質問について、回答おそくなりましてねんけれども回答させていただきます。

先ほど課長も答えましたように、予定価格については11億638万7,000円、それで契約した金額が9億9,574万8,000円でございます。これらについては請負率が90%、それで、あと

2者の差額ということで質問あったんですけれども、差額が4,205万2,000円という形で入札がありました。その2者で最低価格の株式会社森下組と契約させていただくことになりました。

それで、あとどういう形でされたという総合の形なんですけれども、河合町の場合はその総合評価というのを設けております。それが点数化しております、建築工事については1,100点以上、今回の場合、土木工事では1,001点以上という形で定めさせていただきました。

あと、入札参加する要件については条件つけさせていただいているんで、その中で河合町の、当然入札参加指定が出ている1,000平米以上の公共施設の施工実績等の形で条件をつけさせてもらうて、入札執行させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 今、説明があったんですけれども、この案件についてはもう2年前からいろいろやってみまして、最終的にその3月に専決処分したわけですね。3月に専決処分してからいろいろ入札するまでの間、一般競争入札するまでの至る過程ですね。どういうふう
にこの期間を行政としてはやってきたのかについて、説明をお願いしたいと思います。

○議長（疋田俊文） 上村次長。

○総務部次長（上村 豊） はい。

今回の認定こども園の、そして事業のスケジュールといたしましては、4月18日に入札の公告をさせていただきました。それで、参加の締め切りを4月27日という形で取り決めさせていただいて、5月7日に賛否の申請期間ということでとらせていただきまして、5月11日までが次の締め切りという形で、質疑の回答作成期間として、5月12日から15日までという形でとらせていただきました。そして、5月16日から入札締め切り、入札の送付期間ということで5月18日から5月21日まで入札書の締め切り期間と。それで、5月22日に開札したというスケジュールになっております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑はないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思ひ……

（「討論、議長、討論」「討論、討論、討論」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 反対討論をいたします。

認定こども園建設に至りましては、町を二分するほどの賛否が出ております。そのような中であって、町長は専決処分を下され、今また議会の本会議において議決されようとしております。議会においても賛否は二分されており、議員12名中賛成6、反対6、文字どおり拮抗しております。12億円もの巨費を投じてのこども園運営は、今現在、そしてこれからの諸条件を考えますと決して順風満帆に運営できるとは思われません。河合町行政の重荷にならないければよいのですが、行く先を案じます。

私たちは認定こども園そのものには反対しておりません。巨費を投じて新規建設されるこども園に反対しております。

以上です。

（「議長、討論」「討論」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 西井議員。

○13番（辻井賢治） 私は賛成討論させていただきます。

先ほどやじでありましたが、辞退された業者は会社の都合やと思います。

それによって、入札は適正に執行されたものと認めますので、私はこの第9号議案に賛成いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「討論」「討論」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） はい、池原議員。

○8番（池原真智子） 私も賛成の立場で討論をさせていただきます。

このね、請負契約については正しく契約がなされたものというふうに考えております。

特に、先日6月18日に起こった大阪北部地震によって多くの被害が出ましたけれども、とりわけ皆さんもご存じのように、小学校の塀が倒れて女子児童が死亡するという不幸な事故がありました。

一方、西穴闇保育所は老朽化が著しく、耐震工事もまだ行われていない状況です。こうした意味からも、私は早急に認定こども園の建設が必要だと思えますし、いろんな保護者の意見からも認定こども園を熱望する要望が出されています。

こうした立場から、議案第9号の提出について私は賛成するものでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 私は、第9号の仮称町立幼保連携型認定こども園の建設に対して反対討論をさせていただきます。

今の町の財政状態を考えると、今後の町の運営に支障を と考えます。町の置かれている現実、最新の総務省発表の将来負担比率は228.4、全国1,740番、市町村の中では最後から2番目でございます。2番目の1,740番でございます。ちなみに、1,741番は夕張市です。

先日の全体協議会の中で、町長は数年後に好転すると答弁されましたが、よくなる具体的な根拠はなかったように思います。今急いでのこども園の建設はさらなる財政悪化、住民サービスの低下が予想され、町の借金返済の負担にもなると思います。将来、町の財政好転後に既存施設利用での認定こども園を設置をお願いして、反対討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

清原議員。

○3番（清原和人） 賛成討論をちょっと行います。

入札は、一般競争入札で適切にというか、処理されていると思います。賛成します。

子供たちというのは、とにかく町の宝です。今もちょっと予定より2年おくれになっているんですけども、とにかく時間が限られていると思います。子供たちにとっては大人の何倍もの価値を持っています。私自身としては、一刻も早くというか、安心安全な保育環境の保障をお願いしたいと思っています。

また、事業がというか、着実に進められることを願ひまして、私の意見にしたいと思ひます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） この第9号議案、工事請負契約について、賛成の立場で討論させていただきます。

この契約方法が一般競争入札であり、適正に入札されたという認識をしていますので、賛成とします。

○議長（疋田俊文） 吉村議員。

○5番（吉村幸訓） 私も賛成の討論いたします。

この議案は入札に関する可否を問う議案だと思います。今回の入札は一般競争入札という

ことで、適正に行われたと聞いています。一般入札が行われるとその可否を議案として議会に委ねるんですが、もしその入札が不透明ならば、また信頼性が低ければ疑問も生じますが、今回の案件は不正や疑問の疑いは一切ないと聞いております。

したがって、何ら問題もない入札結果がもし否決ともなると、今後の町の建築工事において河合町は業者からの信用を失墜し、将来の事業に多大な悪影響を及ぼす可能性があります。

よって、そのようなことが絶対にあってはならないことだと思いますので、賛成とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

他にございま……はい。

○12番（中尾伊佐男） 私も賛成討論いたします。

入札は適切に行われたと認めて、子供たちの将来のために、将来のためですので賛成いたします。

○議長（疋田俊文） はい、西村議員。

○9番（西村 潔） その入札そのものについて議論があるということなんですけれども、これについては私反対します。

というのは、入札の審議するというところだけじゃなくて、この認定こども園の設立設置そのものについて過去2年間いろいろやりとりしてきたわけですね。そこで、今のその賛成の意見の方たちというのは2つあるんですね。老朽化しているということが1つ、それからその保育を必要性があると、お母さんの要望があると、この2つだけで物事を解決するとすれば、これは結果があると思いますね。

財政の話は一切触れないというようなことを言っておるわけなんですけれども、例えばまずね、反対討論1点目としてはね、財政状況ますます厳しくなっていることはもう皆さんご存じだと思いますね。認定こども園を新築すること自体が、河合町の体力から見て身の丈に合っていないという考え方になるわけなんですけれども、そういう事実はあんまり到底考えてられへんじゃないかと。

それから2番目には、事業運営について、詳細なその事業計画や今後10年間の収支計画表をお願いしているわけですね。先日、財政検討委員会で出たその簡単な収支表というのがあるんですね。それを裏づける資料も全くつけていないわけですね。人件費だけが減少している。当然ですね、人件費、これ保育士さんの人件費減ってくるわけです、退職するからね。それで、その他の項目については毎年毎年同じ金額になっているわけで、収入も支出もね。

こういうその収支計画そのものだけがね、見ただけでもおかしいわけですね。この表だけでは何の検証もできないわけですよ、議会としても。どこがどうなのか、正しいのかね。そういうのも平気で出してくるということ自体が既に不信感を募っているわけですね。再三のその質問に対しても明確な答えが出せていないですね。

それから次、3番目ですけれどもね、昨年12月の人口動態と財政シミュレーションの試算から半年たっているわけですね。この間に大幅な変更を余儀なくされているわけです。いかにずさんなシミュレーションをつくっているかということですね。担当者は特によくわかっているはずですね。

ここ、これまで4億円の財政調整基金があったわけですよ、これがね。その財源調整基金が恐らく近いうちに底をつくんじゃないかと。底をつくということはどういうことかいうと、身動きがとれなくなるわけですね、財政上ね。今後いろんな事業を展開されるわけですよ。そういうことを考えた場合に、非常にこの救護するということか、具体的にはどうこうはちょっと漠然としているわけですけれどもね。

それでもう1つ、4番目に私指摘したいのは、今後10年間のね、決算予定額、51億円の事業内容はね、道路整備などの通常の事業のみで、これから発生するであろう公共施設ね、などの住民生活に直結する重要な事業がどんどん出てくると思います。漠然として出てくるわけです。こういうものが入っていないちゅう答弁なんですね。そうしますとね、一体これから幾らかかるのか全くわからないわけですよ。賛成派の人は、財政の話は一切しませんね。なぜしないんですか。そういう疑問があるわけですよ。ただ、お母さんたちの気持ちをね、察するとかね、それは当然のことですね。そういうことを考え見ずに、ただ老朽化とお母さんの子供のためにつくってくれという発想自体が疑問を感じますね。

それから、例えばね、認定こども園を開設したから町外から人がやってくるというその発想自体がね、何か疑問に思うんですね。それだけで他町に住んでいる人を呼び込むだけの魅力があるかどうか。そういう園にするためにはね、やっぱりいろいろ当然その行政の努力はされていると思いますね。努力は当然されていると思いますね。そうしますとね、よほどしつかりしないと結果は出せないわけですよ。民間は厳しいんですね。

だから、そういう町営住宅の修繕の費のね、運営に対してもね、住民の不信感が払拭されていないわけですよ。そういう中でね、そういう中でこういうことをやっていこうというわけですよ。なぜそれができないのかね。だから、そういう視点から考えたら数々の疑問点や質問に対してね、明解、正確かつ合理的な回答を出せないね。こういうことに対して何

の答えも出ない中でといたしますかね、専決して、契約妥当だから、はい、議決してくれというのであればね、私はこれはもう反対いたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございますか。

馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 今、賛成反対の意見いろいろ出されましたけれども、確かに保育所も幼稚園も老朽化しているのは確かやと思います。認定こども園を早急につくってほしいという気持ちもある方もいます。しかし、今までこの老朽化はここ一、二年で老朽化したわけではないので、どうして今までその老朽化した状態で置いていたのか、そのこと自体やっぱり町としても問題ではなかったかと思えます。

今まで私も、中学校、小学校などの耐震化についても質問をいたしましたけれども、そういった子供たちを守るという意味でももっと早く対応、対処すべきではなかったかというような疑問も残っているところです。

それと、この入札については適切であったと聞いているというような意見もありましたけれども、どこから聞かれていたのか、もしそういう資料があるなら議員全員に提示すべきではなかったかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（森尾和正） はい。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 反対討論。

老朽化は、今の北部大地震で水道管が破裂して、その財源が取りかえはないという問題が新聞紙上に載っています。老朽化は認定こども園だけではないです。

せやから、やっぱり財源の振り分けということで、もうちょっと費用を安くして全てのほうに、これからいろんな老朽化の費用に回すべきだと思います。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第9号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数でございます。

よって、議案第9号 工事の請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第7、議案第10号 工事の請負契約についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 第二小学校の改修工事についての入札についても、こども園の入札と同じような疑問がどうか、不明な点があるわけですが、先ほど質問したような、認定こども園の場合は1,000平米以上が参加条件というふうに言われていたかと思いますが、二小の改修工事の場合は条件はどうだったのか。

また、何者入札されて、その最低制限価格が幾らで何者入札されて、落札率は幾らだったのか、評価点についてもお聞きしたいところです。お聞きします。

それと、この上村組の実績ですね、ここ二年、三年の事業実績はどんなものがあるのかお聞きしたいと思います。また、会社の概要ですけれども、なかなか私も見てみましたが、十分つかめなかったというのがありますので、その点についても教えていただきたいと思っています。

○議長（疋田俊文） 上村総務課長。

○総務課長（上村 学） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、入札の結果でございますが、当初8者の参加申し込みがございました。そのうち3者の辞退届が出され、5者での入札となりました。

入札結果といたしましては、5者のうち4者が同額での入札となりましたので、くじにより株式会社上村組が抽せんでの落札者となったものでございます。

それと、先ほどの落札率についてでございますが、予定価格に対しまして、1億4,807万円に対しまして、落札金額1億3,326万3,000円、9割の落札率となっております。

それと、総合評定値についてでございますが、先ほどのこども園では1,100点ということでございましたが、規模的なものを緩和いたしまして、今回のこちらの第二小学校大規模改

修工事につきましては、建築800点以上ということで設定させていただいております。

それと、上村組の概要ということでございますが、本社はこちらに、議案のほうにも上がっておりますように香芝のほうに本社でございます。あと……すみません、工事の施工実績ということでございますが、こちら今入札参加資格のほうで登録届いただいている分につきましては、香芝市の旭ヶ丘4丁目14番地の体育館天井アリーナ撤去、屋根改修、あと香芝市立香芝北中学校体育館改修工事等の実績を提出いただいているところでございます。

以上でございます。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、先ほどの入札金額のことでございます。

4者が同一の金額とこちら申しました。これにつきましては、最低制限価格で4者が入ったというところからくじ引きという形で選出させていただいたところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この会社の規模とかもお聞きしたかと思えますけれども、この二、三年でこの二、三件しか事業していないということですか。

○総務課長（上村 学） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村総務課長。

○総務課長（上村 学） 申しわけございません、ちょっと資料のほうで。2年間の実績についてということでございますが、個々にたくさんの工事されていると思いますが、こちらのほう、すみません、2年間で建築の工事といたしまして13億3,693万円という実績を工事の完成高として提出いただいております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(足田俊文) 賛成多数であります。

よって、議案第10号 工事の請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議員発議第1号の上程、説明、討論、採決

○議長(足田俊文) 日程第8、議員発議第1号 マナーアップ基本条例の検討及び制定のための特別委員会の設置についてを議題とします。

お手元に配付のと通りの賛成者があります。

提出者の吉村幸訓議員の説明を求めます。

○5番(吉村幸訓) 議長。

○議長(足田俊文) 吉村議員。

○5番(吉村幸訓) 議員発議第1号 マナーアップ基本条例の検討及び制定のための特別委員会の設置について(案)。

上記の議案を下記のとおり河合町議会会議規則第13条の規定に基づき提出します。

1、名称。マナーアップ基本条例の検討及び制定のための特別委員会。

2、目的。近年、地域コミュニティにおいて従来のルールで解決できていたような事柄が、行政や警察などの公的機関に対して問い合わせや解決を委ねられることが増えていますが、公的機関が介入することは困難なため、ついには社会問題となる例が見受けられます。

これは、個人の権利が重んじられる中で価値観が多様化し、不文律や慣習などで解決できなくなっているからだと考えます。ささいな事柄が憎悪や敵対意識を生み、地域コミュニティの崩壊だけでなく、刑事事件につながることもあります。ささいな事柄とは、犯罪行為や重大な迷惑行為だけではなく、一人一人のマナーの程度や定義の個人差などから生まれるものではないでしょうか。

そこで、いわゆるマナーに着目して、その定義や向上する方法を定め、より安心して暮らせる町にするため、表題を目的とした特別委員会の設置を発議します。

幸い本町では、深刻な事態になっているという認識はありませんが、マナーというささいな課題ゆえに、これまでのように事象が起こったことを契機に対策を検討するのではなく、

事象が起こる前に体制を整えておく必要があると考えます。

なお、この委員会は行政に作為を促すのではなく、委員会で参考人を招致し、住民の意見に耳を傾け、課題を探り、解決策を見出し、条例を制定していきます。

よって、地方自治法第109条第1項並びに河合町議会委員会条例第5条第1項の規定に基づき、マナーアップ基本条例の検討及び制定のための特別委員会を設置します。

3、期間。議決の日から平成31年3月31日まで。閉会中もなお調査を行うものとする。

4、委員定数。5名。

提出者、吉村幸訓。賛同者、清原和人、大西孝幸。

以上です。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） ちょっとお聞きしたいと思います。

このマナーアップについては、事例については町内に限られているんですか。外部からのとかはないんですか。

○議長（疋田俊文） はい、吉村議員。

○5番（吉村幸訓） 一応、基本的には町内のことなんですけれども、町民と外部の人がもしそういうトラブルが起きれば、それも範囲に入ってくると思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

西村議員。

○9番（西村 潔） これ非常にいいことだと思うんですが、問題点はそのマナーアップを条例化することで、例えば罰則規定があることがね、例えば禁煙をするということも一つありますよね。そういうその非常に個人のプライバシーとか、個人の考え方のマナーについて、どこまでその条例化をするのかという非常に難しい問題を抱えているわけですね。そういうことであればですね、やはりこれを例えばつくるか、つくる前かに、やっぱり事前に全員の議員さんときっちりお話をした上で設置するかどうかと提案したほうが私はいいと思いますね。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議員発議第1号賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議員発議第1号 マナーアップ基本条例の検討及び制定のための特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長(疋田俊文) 日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から議会規則第73条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(疋田俊文) 以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了しました。

よって、平成30年第2回定例会は、ただいまをもって閉会いたします。

閉会 午前11時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 大 西 孝 幸

署 名 議 員 清 原 和 人